

認知症初期集中支援チームとは	複数の専門家が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「支援対象者」という。）及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう
事業の目的	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。
法的根拠	介護保険法 地域支援事業 包括的支援事業 認知症総合支援事業 (法第115条の4第2項第6号)
実施主体・設置場所	山陽小野田市・高齢福祉課地域包括支援センター
チーム員 チーム員医師	8名（保健師3名・作業療法士1名・看護師1名・社会福祉士4名） 認知症疾患医療センター 兼行医師
支援対象者	支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下の①、②のいずれかの基準に該当する人。 ① 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している人 ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない人 イ 継続的な医療サービスを受けていない人 ウ 適切な介護保険サービスに結びついていない人 エ 診断されたが介護サービスが中断している人 ② 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理状態が顕著なため、対応に苦慮している人

【事業の概要】

実績	件数
令和2年度より継続して対応したケース	8件
令和3年度相談対応ケース	20件
相談を受けたが対象外となったケース	7件
令和3年度終了ケース	9件
令和4年度も引き続き対応するケース	4件

【令和3年度相談対応ケース】

対応	件数
医療及び介護サービスにつなげ開始	4件
地域及び関係機関の見守り体制構築	4件
死亡	1件
令和4年度も引き続き対応	4件